

令和4年度 市民自主企画講座実施要項

- 1 趣 旨 座間市社会教育活動推進委託事業実施要綱第2条（対象事業）に基づき、委託の対象として満たすべき条件を定める。
市民団体が、自ら選択した学習課題を講座として行う。共に学ぶことによって、より主体的に学び活動する態度や意欲を醸成し、自立した団体を目指す。あわせて、市民の学習機会の多様化を図る。
- 2 実施方法 委託事業
- 3 開設主管 政治、宗教、または営利を目的とせず、市内で継続的に活動する5名以上の会員で構成された市民団体
- 4 運 営 団体の会員等で、公平、円滑な自主運営がなされること
- 5 学習内容 社会的・現代的課題をテーマとしたもので公共性を重視していること
例 高齢社会、地域づくり、コミュニケーション、ボランティア、教育、まちづくり
- 6 実施回数 一講座につき4回以上かつ延べ8時間以上
- 7 開設期間 委託契約締結日から令和5年3月31日まで
- 8 対 象 団体の会員、及び市民一般（定員超過の場合は市内に在住/在勤/在学の方を優先する）
- 9 委 託 料 一講座につき50,000円を上限とし、委託対象事業に直接必要な経費とする。
また、受講料（保育料等も含む）を受講者から徴収し、委託料と加算して講座運営費に当ててもかまわないが、利益が出ないものとする。
- 10 経費の用途 (1) 報償費（外部へ依頼する講師・助言者等への謝礼、保育謝礼など）
(2) 旅費（見学下見旅費、講師旅費など）
(3) 需用費
消耗品費（チラシ用紙代、事務用品、教材など）
印刷製本費（チラシ・資料印刷代、写真現像代など）
(4) 役務費
通信費（郵便切手代、電話代など）
保険料（傷害保険料など）
(5) 使用料及び賃借料（会場使用料など）
- 11 開 設 数 年度の予算内による。
- 12 委託団体の審査 (1) 指定した様式で団体が企画書を提出
(2) 募集期日後、生涯学習課内で審査
(3) 募集期間中に開設上限数を超える申し込みがあった場合は、抽選とする。
ただし、新規申し込みの団体を優先的に採用とする。
(4) 採用の可否に係わらず団体に通知をし、採用の団体からは申請書類を受け付ける。
- 13 開催委託の制限 次のいずれかに該当すると認められる場合には、委託を行わない。
(1) 公の秩序を乱し、あるいは善良な風俗を阻害するおそれのある時
(2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのある時
(3) 「生涯学習推進委託事業」の趣旨に反すると認められた時

(4) 芸能発表やスポーツ、体操などの、実技の実施が主な目的であると認められる時

14 関係書類について

(1) 委託団体審査に要する書類

- ① 事業企画書
- ② 収支予算書
- ③ その他参考資料（団体の規約、会則等）

(2) 講座開講前に提出する書類

- ① 委託事業指定申請書（1号様式）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 請書（3号様式）
- ⑤ 請求書（※原則として代表者・会の口座へ振込み）

※④、⑤は、指令書交付後に提出

(3) 講座終了後（20日以内）に提出する書類

- ① 委託事業実績報告書（4号様式）
- ② 事業実績報告書
- ③ 収支決算書
- ④ その他参考資料（領収書、支出に関する明細書など）

《問合せ先》 座間市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

住所 座間市緑ヶ丘1-1-1

電話 046-252-8472

FAX 046-252-4311